事　務　連　絡
令和３年９月28日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局総務課

「感染防止対策の継続支援」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた診療報酬の特例的な評価については、令和３年９月末までとされ、同年10月以降については、感染状況や地域における実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応することとされていました。

今般、医療、介護及び障害福祉分野における「感染防止対策の継続支援」について別紙のとおり取りまとめましたので、御連絡します。新たに創設する補助金は、これまで診療報酬で実施してきた特例措置について、感染拡大防止対策に係るかかり増し経費を直接支援するものですが、詳細については、追って交付要綱等において御連絡いたします。

なお、経費の対象期間は令和３年10月１日から12月31日までとなり、申請手続はできる限り簡素化を図ることを検討しているところですが、各医療機関等において、まずは感染防止対策の継続に係る領収書を保存いただくようお願いいたします。

内容について御了知の上、貴管下の市区町村及び医療機関等に周知いただくようお願いいたします。

【別紙】
「感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充」

【別紙】　感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充

○ 医療、介護、障害福祉における感染症対策について、その**かかり増し経費を直接支援する補助金により支援を継続**する。申請手続は、できる限り簡素な方式とする。

○ 加えて、医療機関等における**新型コロナ患者への診療に対する診療報酬上の特例的な対応を更に拡充**する。

1　各施設・事業所における感染防止の支援の継続

医療

国直接執行の補助金により、以下のとおり実施

- 病院･有床診療所(医科･歯科)　**10万円上限**
- 無床診療所(医科･歯科)　**８万円上限**
- 薬局、訪問看護事業者、助産所　**６万円上限**

介護

地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して実施

- 平均的な規模の介護施設において、　**６万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定
※医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

障害福祉

都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して実施

- 平均的な規模の入所施設において、　**３万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定
※障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に、医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費（共通）

令和３年10月１日から12月31日までにかかる感染防止対策に要する費用

感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充

2　新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充

外来

✓ 疑い患者への外来診療の特例拡充 <令和４年3月末まで>

（院内トリアージ実施料の特例300点→**550点**
※ 診療･検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件）

✓ コロナ患者への外来の特例拡充

（ロナプリーブ投与の場合：950点→**2,850点(3倍)**
その他の場合　　：**950点**）

歯科

✓ 呼吸管理を行うコロナ患者の口腔粘膜処置に係る特例　（**100点**）

✓ 自宅・宿泊療養中のコロナ患者に対し、訪問診療を実施した場合に係る特例
（**330点（時間要件の緩和）**）

等

在宅

✓ 自宅･宿泊療養者への緊急の往診の特例拡充

（ロナプリーブ投与の場合：950点→**4,750点(５倍)**
その他の場合　　：950点→**2,850点(３倍)**）

✓ 自宅･宿泊療養者への緊急の訪問看護の特例拡充
（520点→**1,560点(3倍)**）

調剤

✓ 自宅･宿泊療養者への緊急の訪問/電話等による服薬指導への特例拡充
(訪問:**500点**、電話等**:200点**)

✓ 自宅･宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例
(30点(月1回まで)→**算定上限撤廃**)

※　診療報酬における**小児外来に係る特例については、以下のとおり支援を継続**する。<令和４年3月末まで>

医科：**50点**、　歯科：**28点**、　調剤：**６点**